

## 第1章

### 趣旨

## 1-1 はじめに

2010年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、茨城県では、県産木材に利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産材利用促進条例第10条の規定に基づき2015年4月に「県産木材の利用促進に関する指針」を定め、公共建築物への県産材の利用を促す施策を積極的に進めている。徐々に公共建築物等の中大規模建築物への県産材の利用の関心は増えてきているものの、これまで一般的であったRC造やS造とは異なり、木造特有の設計上の難しさ、発注、木材調達の期間などが課題として挙がっている。このような状況から、公共建築物への県産材利用の拡大を促進するために、設計や発注、木材調達等設計者や発注者が難しさを感じる点などについて解説し、「茨城県産材中大規模木造建築物の手引き」として発行することとした。本書の利用により、中大規模木造建築物の品質・機能の向上やコスト管理・維持管理の知識の普及を促し、県産木材の利用そして森林・林業の再生につながることを期待する。

また、このマニュアルの発行にあたっては「林野庁 平成26年度 木材需要拡大緊急対策事業」の補助金を頂いて作成されたものである。

## 1-2 本書の目的と位置づけ

---

本書は、茨城県内の木材・木造に関わる方々が、中大規模木造建築物への県産材利用に必要な情報又は参考となる情報を提供することである。

その目的は以下の4項目とした。

- ① 今後、期待される中大規模木造建築物の普及促進を念頭におく手引書とする。
- ② 茨城材の生産・流通・品目や規格、強度特性など、茨城材特有な特徴を知り、仕様に応じた無理のない設計に生かせる手引書とする。
- ③ 木構造のみならず、防耐火規制、さらに、木材調達、乾燥、コスト、木質材料を長持ちさせるためのポイントなど、中大規模木造建築が抱える諸問題への対策を盛り込んだ設計に生かせる手引書とする。
- ④ 木造建築推進に係る多くの方々に活用されることはもちろん、発注者の方々にも安心して理解が得られるような手引書とする。

内容は第2章、第3章を「材料編」、第4章を「設計編」、第5章を「事例」、第6章を「今後の課題」として全体をまとめた。

